

大庄屋文書から見た酒田の世相（五）

須藤 良弘

『研究論集』5・6・7・8に続いて、内町組大庄屋・伊東家と米屋町組大庄屋・野附家の文書（酒田市直立光丘文庫所蔵）から江戸期の酒田の世相を見てみたい。なお、文中の句読点は筆者が付け加えたものである。

一、肝煎御役勤書

伊東家文書に主として文化・文政年間の「米屋町肝煎御役相勤来候凡書」や「町名由来と肝煎役名前書上写」などと書かれた『覚』が多く残されている。

『覚』の書式は各町ともほぼ同じで、酒田町奉行所に報告したものとされる。元和八年（一六二二）、酒井家の庄内入部以前については荒瀬町に「く上杉家領有之節、遊佐荒瀬米宿仕候く」とか、近江町では「く最上家御領分之節、川北三奉行之内寺内近江守殿与力之衆罷居く」などの記載はあるが、共通して「元和八戌年十月御入国後何役之名目二而、町内取扱申候哉、相分不申候」となっており、肝煎などの語は出てこない。

寛文四年（一六六四）になって、「筵頭」が出てき、延宝元年（一六七三）に「小肝煎」が出てくる。平田郷熊野田村

や本河村では慶長十六年（一六一一）の検地帳に肝煎名が出てくるが（『山形県史』資料篇8）、酒田町では肝煎を筵頭と称したのであろうか。筵は座席の意もあるので、集団の長ということであろうか。『覚』によると内町組・米屋町組の各町の「肝煎」の初出は天和三年（一六八四）である。

ただし、文化十三年の「亀ヶ崎御城下内町組中之口川端町肝煎御役相統覚書安達清右衛門」には、「拙者先祖之儀、相分不申候得共、其先常陸国より当国江罷越住居仕、清之允儀清左衛門ト改名仕、寛永正保之頃（一六二四〜四八）肝煎役御役相勤候由申傳候」と、この清左衛門は承応三年（一六五四）に病死し、子の清左衛門が「承応四年より肝煎御役」勤と「申傳」とある。

『覚』の内より米屋町組山王堂町のみだけ紹介したい。文政元寅年（一八一八）十二月、肝煎・田中九右衛門から出されたものである。

「山王堂町之儀、元宮山王、行蔵院向松原地南方社地二御座候所、寛永十三子年近江町引移、跡地所者御町家二相成申候、天正寺茂其頃迄、当町東側、当時善次郎と申者屋敷邊二御座候所、度々洪水にて、正保四亥年より万治三子年迄之内、当時近江町江引移申候、跡地所御町並二罷成申候」と、山王堂町からの上の日枝神社と天正寺の移転の模様を伝え、次ぎのように続けている。

「一、何役之名目二而、町内取扱申候哉、相分不申候

一、寛文四辰年米屋町組分筵頭五人立て申候

一、延宝元丑年小肝煎相成申候

一、貞享元子年八月十日 山王堂町肝煎仁九郎

一、同三寅年八月十三日 右同人 一、同年十月 九右衛門 一、寛保三亥年 右同人 一、宝暦十二年四

月晦日、九右衛門病死仕候二付、跡役婿養子清十郎被仰付候、改名仕候 九右衛門」。

以下は文化元年（一八〇四）に九右衛門が病死し、八軒町肝煎・五右衛門が山王堂町肝煎を兼帯したが、翌二年には九右衛門の養子・松太郎が跡役を相続し、九右衛門と改名、文政元年は田中九右衛門である。

次ぎは、近江町に住み、三町の肝煎を兼任していた五右衛門が筑後町に移住、他の二町の肝煎役兼任は迷惑として辞退したことからの問題である。

「近江町浜町肝煎之儀、前々より筑後町五右衛門、近江町二罷在相勤申候得共、五右衛門勝手不罷成、筑後町へ引越罷在候、然に近江町浜町手近二而諸事手つかへ迷惑之由、右両町肝煎御役儀御赦免被下候由、御町奉行所江願書差上候二付、即御赦免被成候」。

五右衛門の願いは町奉行所により即時に聞き届けられた。そのため町中の肝煎が集まり、相談の結果、近江町と浜町は他町との組合とされ、新規の肝煎を置くことを禁じた。両町はこれを不満とし、昔から両町には肝煎一人がいたと主張、「近江町浜町肝煎御役儀五右衛門差上候二付、あふミ町八筑後町二組合、浜町八荒瀬町へ与内、新規二肝煎立不申候様二と町々肝煎中よせ相談仕候得共、古来より両町二肝煎者人立来候由、両御町之者共様々願申候二付」。

その結果、「近江町惣右衛門二肝煎御役儀被仰付候、右之旨、貞享三年寅（一六八六）四月十四日、池田吉兵衛宅二而、惣右衛門呼び申渡候」（伊東家文書『池田家御用帳書抜』）。池田吉兵衛は米屋町組大庄屋。

次ぎは肝煎跡役願いと町奉行所への御礼で、天明八年（一七八八）八月、荒瀬町庄吉と「使」の近江町肝煎倭助が米屋町組大庄屋の野附・池田に出したものである。

「乍恐以書付、祖父荒瀬町肝煎庄三郎儀、先月中病死仕候、依之跡御役之儀、兼而拙者儀見習奉願相勤罷在候間、乍恐右肝煎跡御役之儀、拙者江仰付被下置候八八、難有仕合二奉存候、此等之趣、乍憚宜様被仰上被下置度奉願候、以上、「右願書朔日申上候処、願之通、翌二日袖樽一、錫耆枚持參、御町奉行所江御礼罷出候」（野附家文書『天明八年 諸御用控帳』）。

二、殿様の巡国

庄内藩主の領内視察は度々行われている。ここでは元禄三年（一六九〇）に行われた六代目藩主・酒井忠真の川北視察の行程である。酒田・亀ヶ崎城に宿泊している。

「一、殿様午四月廿五日二此方へ御出被遊候、内郷鶉渡川原出口御橋之下迄、年寄大庄屋長人共二上下二而、罷出候」。殿様の出迎いのため、三十六人衆の年寄・酒田三組大庄屋・三十六人衆が袴姿で、亀ヶ崎城下の丸の御橋の下に整列した。

「一、廿六日、浜へ御出、本町を御かかり、御米置場御覽被遊、中町、御帰城、御先立大庄屋兩人」。寛文十二年（一六七二）に河村瑞賢によつて建設された幕府御城米収納の「御米置場」の視察である。案内役は大庄屋である。翌日からは川北郷中を回っている。

「一、廿七日、砂越村を御かかり、山本邊御通り被遊候、廿八日二鶴田道を御通り、荒瀬町、片町、御帰城。一、廿九日、吹浦へ御出、本町よりいせつ小路、夫より林昌寺前を御通り、両工町、今町より御出被遊候、小湊迄御先立大庄屋兩人。一、五月朔日、吹浦より御帰城、今町口より観音堂二御立寄被遊候、夫より寺町通、善導寺前より内町を御通り、御案内御先立同断」。観音堂とは羽黒派修験満蔵院で、のち庄内三十三観音の一つになっている。翌日は鶴岡への帰城である。

「一、五月二日、鶴岡へ御帰城、川端通り濱を御出、渡舟四十艘、御召船二八疋田市右衛門御差図二而、新右衛門立つけ羽織二而、乗申候」（伊東家文書『御用永録』）。新右衛門は酒田町組大庄屋・栗林新右衛門である。伊東家文書の『書拔』にある元禄三年の「殿様亀ヶ崎御下向」では、四月二十七日は「飛鳥村御昼休」、山楯村御一宿。二十八日は「一

糸村御昼休」。二十九日は「遊佐濱道御覽、青塚村御昼休」。五月朔日は「宮内村御昼休、門田土手通」り亀ヶ崎御歸城。二日は「高野濱大渡り御かかり、浜中御昼休」して、鶴岡である。

三、十六年間、夫の留守を守る

元文六年（一七四一）、「酒田臺町清右衛門妻ミヤ御米三俵 右者、両親江孝養、夫江稀成貞節二付、被下置候、其後猶又、御米七俵被下置候」。

清右衛門は両親と兄・忠八、妹の五大家族で、五十集（いさば、魚の干物・塩物）商売であつた。兄は「商売方不廻」となり、松前（酒田では最近まで、まつめといい、北海道のこと）に行き、「あみおこし二而、其日くらし」となつた。「下女分二差置」れていたミヤは、清右衛門の母が大病になると、「ミヤ貞節二取扱」つたことから、「両親甚悦、清右衛門妻」にした。

まもなく母が、「二兩年過父親も病死」し、兄による「過分之損金故、弟清右衛門得催促、迷惑」となり、清右衛門も松前に行った。その時、ミヤは「懐胎二罷在候処、跡二而、娘一人出生仕候」。

その後ミヤは、「御町二何様之賑ひ諸見物等有之、近所より誘」れても「出不申」。さらに、「人二出逢申候者、清右衛門妻」と人は知っているので、「夫之行衛杯、今更噂も可致候得者、夫之為二も不宜儀と」、夫の噂話は夫のためにならぬと考え、親類に行くにも「昼之内ハ指扣、宵之内」ばかり外出した。旦那寺は二つあり、「清右衛門先祖之忌日仏事等、五節句之軽キ届杯も両寺共二不欠、相勤」めた。「近所銭湯有之候得共、終二不参候」。

「清右衛門十六年松前へ罷在候内、妻賃仕事之透を以、木綿布等手織二致、年々一端ツツ清右衛門へ指遣候由」。清右

衛門の妹が「縁付候節、ミヤ手仕事二而暮居、難儀二候得共」、自分の着替えさいも、「妹、着類二当分事欠不申候様二仕、相片付」、「其身者、近所より致借着、間二合せ」た。

ミヤの実母は近所にいたが、生活に難儀していた。ミヤは洗濯の賃仕事をしていたが、「幼少之娘、怪我をも致候而者、夫二無申訳事と存、実母をも引取、同居仕候、其後、実母も病死仕候、病中深切二取扱申候」。「御町役・人足・出銭等之諸役、難儀二暮しながら、二度と催促」されないよう「大切二相勤候」。

ミヤの娘は「一兩年、近所之多葉粉屋へ手伝二内々被雇」た。肝煎が清右衛門に帰るよう書状を出し、一たん、帰るとの話があつたが、帰らないという風聞が出、娘は「深嘆」いていたので、ミヤはたばこ屋に相談に行き、今まで人には話したことがなかつたのであるがと、「十六年以前、夫松前へ罷下候其年之暮二此子出生仕候より今日迄大切二育申候、それ二付、清右衛門儀息災二被相働候様二、又ハ此子も父二逢候様二と、朝夕神仏へ祈誓候」。

松前での忠八の難渋は続いたが、甥などの嘆願により、「金主共茂、清右衛門妻貞節之趣感入、何連も聞濟」となつた。そのため、「元文五年申十二月中、清右衛門松前より罷歸申候」となり、「翌年、当所神事之祭礼見物候様、清右衛門へ被進候而、十六年以来始而、妻祭礼見物二罷出候」（野附家文書『三町孝行者行状控』）。

四、庄内藩の窮乏

安永元年（一七七二）、庄内藩の江戸両邸が類焼、それに二千余戸を焼失する酒田大火などにより、藩は財政窮迫となり、同三年三月に、成箇の半分を以て歳費に当て、藩士には嚴重な儉約を達した（『庄内史年表』）。酒井家の窮乏と儉約については、四月に庄内藩・山下市郎兵衛によつて次ぎのように酒田にも達しられた。

「左衛門尉内證向、連々不勝手ニ罷成候上、近年打続作毛不熟ニ而損毛、其上吉凶ニて物入打重、借金多、不如意ニ相成、難儀仕候所、去々年辰年居屋敷並下屋敷類焼仕、且同年御届申上候通、在所亀ヶ崎城下酒田大火仕、去巳年領分半分余之損毛仕候、米穀至而下値故、甚以及難渋、借金増長仕、家中江之扶助、百姓共江之手当も行届兼、彼是弥増難相凌候」。

不作・米価の下値なども重なり、借金は増え、藩士や百姓への手当もできず、これ以上凌ぐことができないとして、
「当午年より暫之内、御成簡半減御立、御改革御暮可被遊之旨、被仰出候、近年御儉約之儀、数度被仰出候」(野附家文書『諸御用控』)。

五、捨て子対策

捨て子の救助についてはこの「研究論集6」で紹介しているが、ここでは安永五年(一七七六)に町奉行所からの「達」である。生活が苦しく、養育できず捨て子をしたが、家の前に置かれた家では迷惑と思ひ、さらに他に捨てたり、少々の金を添えて外へやってしまったりするのを聞いている。それを不仁としている。

「惣而、捨子いたし候事ハ御停止之儀ニ候得共、極窮之もの、出生養育之致方無之候得ハ、捨置候事儘相聞候、然所人々家之前へ捨られ候事を迷惑かり、又々他町江捨哉、少々金子等を添、外へ遣候者等有之由、是又不仁成事ニ候、尤捨子有之候節ハ、早速役所へ相届候御法ニ候得とも、一向右之届も無之、内々ニ而、相片付候儀、心得違ニ候」。

次は、捨て子を養育した者には、五歳までは養育金として、年に一両一步を出し、六歳になったら届け出、養育している者の難儀にならないようするとしている。

「此末、人々家之前二捨子有之候ハハ、早速可申出候、其節ハ右拾ひ取候者江、捨子五才迄年々養育金壹両壹歩ツツ為取可申候、六才二相成候ハハ、相届可申様、其節其子片付之儀、何ら養候ものへ難儀二不相成様二可申付候」で、この事は「末々のもの迄」心得させるようにというものである（野附家文書『諸御用控牒』）。

六、江戸の情報

伊東家文書には、生類憐みの令や田畑永代売買禁止、切支丹禁止令、或いは寛文十年（一六七〇）の「喜利支丹伴天漣入滿御改」、宝永六年（一七〇九）の「正月十日、將軍綱吉公御他界、御年六十四、当町之慎三七日出し候、売買とも御停止被仰付候」、寛延四年（一七五二）には「大御所様御他界く普請鳴物御停止」と徳川吉宗の死などは藩を通して大庄屋に伝えられた。

宝永元年（一七〇四）、「今度、御書出、本田畑二前々より多葉粉作り申間敷候由、被仰付候、去未暮中、江戸御書出を以、御觸被仰付候二付、酒田御町中本家並名子借宅之者共迄」、通達したことで「酒田御町たはこ作り候者、無御座候」（伊東家文書『書拔』）。本田畑へのたばこ栽培禁止なども「江戸御書出」によって伝えられている。

しかし、次の江戸の情報はどうのようにして手に入れたものであろうか。

「旧冬於江戸 御先代様御買惣金八拾壹万両御返濟被遊候由」と、享保七年（一七二二）冬に酒井家先代の借金返済、翌年「殿様三月十二日江戸」に出発と伝え、次に、「卯年江戸人別」が記されている。卯年は享保八年である。

「百七十七歳 志か随応 百二十三歳 小森勘左衛門 百十八歳 伊丹平左衛門」、以下百三歳、九十一歳が三名、全員が男性である。

江戸惣町数千六百七十二丁 家数十二万八千五百五十五軒 人数五十二万六千二百十 男三十万五百十 女二十二万五千七百 外二 出家二万六千七十五人 山伏六千九十五人 禰宜九百人 盲人七千人 〆三万四千七十七人 新吉原人数男女八千六十一 内男二千百二 女五千九十八 惣人数合五拾六万八千四百四十八人」。

「右之惣人数、飯米一日老人二付五合ツツ之積、一ヶ月四斗俵二入、貳拾壹万三千百六十八俵 外二 御家門諸大名人数貳百六十四人 知行高千七百五拾貳万百石余 御旗本貳千七百三人 知行高貳百六十四万九千九百十石余 此知行取之内三十三人 知行高四千三百八十八石 繪師連歌師諸職人町人舞之猿米二而取候 御切米御扶持方人数貳千貳百三十五人 此御扶持方米四拾八万三百三十石余 右之通御座候 卯七月」(伊東家文書『御用帳』)。

合計の数が合わない所もあり、舞之猿とは猿に似せた舞をする芸人のことであろうか。この情報は米を積み出す酒田商人に、江戸での米の消費量を知らせるためにもたらされたものであろうか。

七、養子縁組でのトラブル

寛政二年(一七九〇)、内町組大庄屋の伊東弥惣から町奉行所に、「拙者養弟伊東一八儀、当戊二十七歳ニ罷成申候、依之、奉願候、今度御町年寄加々屋與助養子差遣申度」と願いが出され、許可された(伊東家文書『御用帳』)。

ところが、酒田町年寄・加賀屋へ養子にやったものの、養子は問屋商売が不得手のため、加賀屋の相続は無理で、返したいということから、引き取りたいという、次の「乍恐以書付奉願候」が、同六年、伊東弥惣から御町奉行所に出された。

「拙者養弟伊東一八と申者、五年以前戊年奉願、酒田町組御町年寄加々屋殿養子ニ指遣、当時加々屋與助と改名仕、御

町年寄御役父子勤被仰付、罷在申候、然所右與助儀、問屋方諸指引等之儀、甚不得手二付、末々身上相統難相成躰二御座候二付、拙者方江永相返申度段、養父加々屋藤四郎申聞候間、熟談之上、拙者方江引取申度奉存候、依之恐多奉存候得共、以書付奉願〜」(伊東家文書『御用控』)。

寛政七年、檜物町八十郎は養子となつて十二年、子もあるのだが、養母と不仲となつた。

「檜物町八十郎儀、養母と不熟之由二而、当正月中養母方より引取候儀二と沙汰二相成候處、八十郎儀も養子二相成候而より是迄十二年斗り二も相成、十才二も相成子供も在之、勿論養父八十郎病死之節、身上相統」していたことから、「以来心をも相改、養母へ孝行いたし、相仕候而、相続いたし儀申付」られた。

そのため、いったんは奉行所の指図で仲直りさせたものの、「檜物町八十郎儀、先達而、御町奉行御指図二而、和熟為致候処、又々不和合」となつた(伊東家文書『御用日記』)。

八、事件あれこれ

享保二十年(一七三五)、原因はわからないが、集団暴力事件で、犯人は牢入りである。

「先月二十七日夜酒田臺町之者共、大町村二而、打擲二逢候二付及公訴、八月十一日双方共二此方江罷登、十二日より右一儀、御町奉行所二而御詮議之上、大町村之者十七人、夜籠舎被仰付候」(伊東家文書『御用帳』)。

『研究論集第7号』にも「駆け落ち」や「集団での家出」をのせているが、次に二例の男女の家出を紹介する。

延享五年(一七四八)、「上中町仁兵衛借宅仙右衛門人形」と「上内匠町源右衛門女房りん(年貳十六歳)人相書」が出された。「右人相書之式人共、先月十九日夜中、宿を罷出、夫より行衛相知不申〜」である(伊東家文書『御用控帳』)。

寛延二年（一七四九）、「新地外之町兵五郎弟専七無行衛」となった。さらに「尤、船場町治郎平之娘も同日同夜二家出仕候、無行衛罷成候二付、娘同道致出奔候由、風聞」であった。これは六月二十九日になって、改めて兵五郎から「御尋二付、以口上書申上候」が出された。「拙者弟専七儀、当十二日夜、与風家出仕」、専七がふつと家出したが、治郎平娘と同道出奔のうわさというものである（伊東家文書『御用控』）。

女性の犯罪は少ないが、明和四年（一七六七）十二月、盗みで入牢になった例である。

「当廿三日昼時分、八間町金四郎娘たま儀、御同心衆二被召捕候、其次第八当十二日之夜、秋田町半助家へ入、錢五貫文盗取候所、被見付候二付、段々之上被召捕候而、五人組二被預候、翌廿四日二八牢舎被仰付候」（野附家文書『御用控帳』）。

次は天明八年（一七八八）、ばくちをし、その金の貸し借りから騒ぎを起こしての処分である。

「新片町久七と申者、由利郷助右衛門と申者と、遊佐升川村二而、博奕いたし、金拾四両貳歩之貸方證文有之候由二而、右久七・筑後町甚太郎数人、助右衛門宿谷口万助方へ參、騒敷いたし候趣、年寄衆より内々被申聞候付、右久七相尋、金拾四両貳歩之證文取上ケ、手鎖」、甚太郎も手鎖となった。ばくちの処分は記録されていない（伊東家文書『御用控』）。同年、名は偽っているが、知らない盗賊から質を取り、役所に届け出なかったことから、盗品の質物は取上となり、謹慎となった質屋の事件である。

「川北櫻林村與五郎、去極月廿一日之夜、土蔵被切破、被盜取候品四十三品之内拾二品、御支配濱野町質屋傳兵衛所江、右品、盜賊山谷新田村善左衛門倅小吉と申者、右質屋傳兵衛所へ盜取候品致持參候節、土崎村幸助と申者之由、名前偽」。傳兵衛は「幸助と申者、是迄も知合も無之、質屋尋被仰付候品質取置、御役所へ不訴出」ということで、「傳兵衛慎被仰付、質物拾貳品者御取上被仰付候二付、其段申渡、質物八御役所へ差出申候」（野附家文書『諸御用控帳』）。次は寛政四年（一七九二）、「船場町宇兵衛」に出された「申渡之覺」で、禁止されている鉄砲を所持し、盗まれたこ

とによる戸々の処分である。

「其方、先頃被盜取候品、相届候砌、鉄砲之儀、不申出候、用立不申趣二候得とも、御法度之品致所持候、今迄不相届、不埒之儀二候、依之戸々申付者也」。

ところが、卯（宇）兵衛は船場町にある港関係の役所の「家守」になつていたことから、前に住居があつた稻荷小路に御預かりとなつた。「右卯兵衛、稻荷小路之者二候得とも、稻荷小路家屋敷先年売却、船場町端口銭方役所家守二付、親類鷹町善六へ引取、親類並稻荷小路元組内へ御預ケ」(伊東家文書『御用之書記』)。

寛政五年、盜賊とばくちに關して大量の処分者がでた。南吉田村「盜賊卯八宿鷹町権之助手錠腰繩下戸々三十日、同人博奕宿外野町久右衛門伴善五郎腰繩下居町払、同人夜具預主外野町惣右衛門手錠戸々廿日、同人質物取次鷹町治兵衛娘みん・外野町弥五右衛門女房なつ・外野町長次郎妹くに慎」、さらに善五郎組内十一軒と権之助組内九軒も「組内申合不宜、等閑」、見逃しの罪で慎となつた(伊東家文書『御用帳』)。

寛政七年、修験・文殊坊がばくちで処分されるところ、祖母・親類の嘆願により、修験筆頭の袈裟頭への沙汰は引き延ばしとなつた。

「文殊坊儀、博奕いたし候処、別段之通、御役所より呵り可申付様、被仰付候得共、文殊坊祖母並親類共相歎申候二付、其段御歎申上候處、御聞濟被成下、袈裟頭江沙汰いたし候儀、延引二相成候、依之、文殊坊伯父惣右衛門召呼、親類共急度呵り置候趣申渡候」。

ところが、翌八年、十年前に伊勢參宮と偽り、長々、会津に居住していたこと、さらに六年前、妻同様にした女性を連れ帰つたことが判明、追放となつた。次ぎは「申渡之覚」と「天王別当文珠院送出之事」である。

「其方儀、拾年已前、伊勢參宮と偽、罷出、会津表二住居」。「六年已前、遊佐郷服部興野村六兵衛娘おは津」を、「妻同様二いたし差置、此度召連罷歸」つたことが、「修験二不似儀、重々不屈」で、「他所江送出候者也」。「内町組外野

町文珠院 右文珠院儀、不届之儀有之、御吟味之上、他所江送出被仰付候、満蔵院」で、吹浦口からの追放となった。追放の文珠院随光は「拙僧儀、立帰、隠忍罷在候ハハ、曲事可被仰付旨」という「置證文差上申候事」を出している（伊東家文書『御用日記』）。

寛政八年（一七九六）、庄内藩では藩政の大改革が行われた。特に農政改革で、困窮農民の救済政策がとられた（『鶴岡市史 上巻』）。この改革ではこれまで藩政に携わってきた本問家は藩政からしりぞけられたが、本問家に次ぐ大地主となる伊藤四郎右衛門や内町組大庄屋で富豪の三丁目弥右衛門など酒田の多くの富裕者は寄付に応じている。

伊藤の町奉行への「口上之覚」に「今般、御改革被仰出、郷方御隣愍被成下候趣、拙者共迄難有仕合、為冥加寸志金千両心掛」と千両の寄付である。さらにこの年、藩主が「御上京」を命じられたので、そのため「御用ニ成共、御差向被成下候」と、三丁目も「前々より所持来候鞍籠」を「為冥加指上度」、染屋家業三名からは「指上候木綿千反之内貳百反、右御用ニ茂相立候ハ八寸志染指上度」など、多くの申し出があった（伊東家文書『御用日記』）。